

一、『洪範五行伝論』

劉向『洪範五行伝論』は、『春秋』等に見える諸災異を『洪範五行伝』に基づいて分類し、如何なる行為がそれを引き起こしたかを説く文献である。後世、災異や五行に関する言説に度々引用される他、『漢書』五行志の藍本にもなった(1)。「統漢書」以降『明史』に到るまでの多くの正史が『漢書』に倣って五行志を設けたことを考えれば、その影響は極めて大きい。

ここでは、『洪範五行伝論』が如何なる特徴を有しており、『洪範五行伝』等の五行説に対して劉向が如何なる姿勢を有していたかを考察する。

天譴としての災異

劉向は、政治の乱れが災異を引き起こし、政治を正せば災異が静まると考えていた。これは『洪範五行伝』を目にする前から一貫した考えであり(2)、初元間に外親を通じて元帝へ上奏した文に、それが既に顕れている。

前弘恭奏望之等獄決、三月、地大震。恭移病出、後復視事、天陰雨雪。由是言之、地動殆爲恭等。臣愚以爲、宜退恭・顯以章蔽善之罰、進望之等以通賢者之路。如此、太平之門開、災異之原塞矣。

以前、弘恭が蕭望之等を獄に下すように奏上しましたが、その三月には大きな地震が起きました。そして、弘恭は病によって官府から退出しましたが、その後また政治に携わるようになる、空が暗くなって雪が降りました。こうしたことから考えるに、地震が起こったのは恐らく弘恭達のためでございましょう。私めは、弘恭・石顯を退けて、彼らが善人を貶めたことに対する罰を示し、蕭望之達を登用して賢者が政治を行

う道を開くのがよろしいかと存じます。こうして太平の門が開かれれば、災異の原因は塞ぎ止められるのでございます。

そして、成帝期になると石頭が誅され(弘恭は元帝期に既に死去)、宦官の専横は止んだが、代わって外戚の王氏が権勢を振るうようになった。この時期に災異が度々起こり、劉向はそれらを、外戚が高い地位を得て勢力を増し、王鳳兄弟達が政治を行っているために生じていると見なした。劉向が『洪範五行伝論』を著したのは、まさにこの時のことであり、様々な災異の解釈を通じて外戚の専横を批判した。王氏の権勢を削いで、秩序ある政治を回復しようとする意図が、『洪範五行伝論』には込められていたのである(3)。

このようにして編まれた『洪範五行伝論』には、劉向のそうした災異観が反映されており、『漢書』五行志に「劉向以爲」として引かれる文からそれを見出すことができる(4)。

春秋桓公十四年八月壬申、御廩災……(中略)……劉向以爲、御廩、夫人八妾所春米之臧以奉宗廟者也。時夫人有淫行、挾逆心。天戒若曰、夫人不可以奉宗廟。桓不寤、與夫人俱會齊、夫人譖桓公於齊侯、齊侯殺桓公。

『春秋』桓公十四年八月壬申、御廩に火災が起こった……(中略)……劉向は以下のように考える。御廩とは、夫人や妾たちが搗いた米を保存し、それを宗廟に供えるためのものである。当時、夫人は淫行をなし、しかも逆心を抱いていたので、天が、この夫人は宗廟に奉仕させるべきではない、というように戒めたのだ。しかし、桓公はそれを悟らず、夫人と

共に齊へ行って会盟に参加した。その結果、夫人が桓公のことを齊侯に誇り、桓公は齊侯によって殺されることとなった。

昭帝時有鵝鵠或曰禿鷲、集昌邑王殿下、王使人射殺之。劉向以爲、水鳥色青、青祥也。時王馳騁無度、慢侮大臣、不敬至尊、有服妖之象、故青祥見也。野鳥入處、宮室將空。王不寤、卒以亡。

昭帝の時、鵝鵠、または禿鷲ともいうものが、昌邑王の御殿の下に集まったので、昌邑王はそれを射殺させた。劉向は以下のように考える。水鳥は色が青いので、青祥にあたる。当時、昌邑王は車馬で駆けずり回ること甚だしく、重臣達を侮り、天子を敬わず、既に服妖という現象が起こっていた。そこで青祥が現れたのである。野鳥が入って来るといのは、宮室が空になろうとしているということである。しかし、昌邑王はそれを悟らず、ついに身を滅ぼしてしまった(5)。

劉向によると、こうした災異が発生した当初は、まだ行いを改めれば将来身に降りかかる禍を防ぐことができるという。すなわち、為政者にとって災異は警告であり、指標であるというのだ。ほとんどの場合では、この二例のように、結局それを悟らずに破滅してしまうのであるが、行動を改めることで良い結果に転じたものもわずかにある。

書序曰、伊陟相太戊、亳有祥桑穀共生。傳曰、俱生乎朝、七日而大拱。伊陟戒以修德、而木枯。劉向以爲、殷道既衰、高宗承敝而起、盡涼陰之哀、天下應之、既獲顯榮、怠於政事、國將危亡、故桑穀之異見。桑猶喪也、穀猶生也、殺生之秉失

而在下、近草妖也。

書序に「伊陟が帝太戊の宰相となると、亳にて、桑と穀が一体となるという禍が起こった」とあり(6)、それについて、『尚書大伝』では「共に朝廷に生え、七日のうちに両手で抱えるほどの大きさになった。伊陟が徳を修めるように戒めると、木は枯れた」という。劉向は以下のように考える。殷の政治は既に衰えていたが、高宗(7)がその衰亡の中で即位し、喪の哀しみを尽くしたため、天下がそれに応じた。しかし、そうやって栄光を得た後に、政事を怠ったので、国はまた危亡の局面にさしかかり、故に桑穀の異変が現れたのである。「桑」とは「喪」ということであり、「穀」は「生」ということである。生殺の権限が下にあるために起こったのであり、草妖と謂えるだろう。

ここでは、政治の好転によって災異が消滅したことが述べられている(8)。劉向はこの話を特に好んだようで、『説苑』君道にも同様の話を載せている(9)。

殷太戊時、有桑穀生於庭。昏而生、比旦而拱。史請卜之湯廟、太戊從之。卜者曰、吾聞之、祥者、福之先者也。見祥而爲不善、則福不生。殃者、禍之先者也。見殃而能爲善、則禍不至。於是、乃早朝而晏退、問疾弔喪、三日而桑穀自亡。

殷の帝太戊の時に、桑穀が朝廷に生じた。夕方が生じ、朝になるとひとかかえにもなった。史官はこれについて湯王の廟で卜すことを請い、太戊はそれに従った。すると、卜者は、「私はこのように聞いております。『吉祥は福の前に来るものであるが、吉祥があっても不善をなせば、福は生じない。凶兆は禍の前に来るものであるが、凶兆があっても善をな

することができれば、禍は至らない』と言った。そこで、早くに来朝して遅くに退出し、病人を見舞い葬式を弔問するようにしたところ、三日で桑穀は自ら亡くなった。

高宗者、武丁也。高而宗之、故號高宗。成湯之後、先王道缺、刑法違犯、桑穀俱生乎朝、七日而大拱。武丁召其相、而問焉。其相曰、吾雖知之、吾弗得言也。聞諸祖己(10)、桑穀者、野草也。而生於朝、意者國亡乎。武丁恐駭、側身修行、思先王之政、興滅國、繼絕世、舉逸民、明養老。三年之後、蠻夷重譯而朝者七國。此之謂存亡繼絕之主。是以高而尊之也。

高宗とは、帝武丁のことである。彼を高きものとして宗(たつと)んだので、「高宗」と号したのである。成湯の後、先王の政道が損なわれ、刑法が背かれていたために、桑穀が共に朝廷に生え、七日のうちに両手で抱えるほどになった。武丁は宰相を召して、これについて問うた。宰相は、「私は存じておりますが、とてもではありませんが申し上げられません」と言った。そこで同じことを祖己に訊ねると、「桑穀は野草ですが、それなのに朝廷に生えたというのは、国の滅亡を意味するのです」と答えた。武丁は恐れおののき、身を慎んで徳行を修め、先王の政を鑑み、滅んだ国を復興し、断絶した家を再興させ、在野の人材を登用し、老人を養う者を表彰した。すると、三年後には、蛮夷で入朝するものが七国にも上った。これを、滅亡・断絶しそうなものを存続させる主と謂うのである。故に、武丁を高きものとして尊ぶのだ。

このように、劉向の考えでは、災異を解消する手段は、ひとえに善政の執行によるものであった。つまり、成帝当時に頻発していた災異についても、

王氏の専横を正せば、解消されることになる。

前漢期には、災異を鎮圧するための方術や儀式も説かれていた。例えば、柏梁台の火災の後、武帝は越人の「火災があると、宮殿をより大きく再建することにより、火災を鎮めて打ち勝つ」という巫術に従い、建章宮を築いた(『漢書』卷二十五下 郊祀志下)。しかし、劉向はこのような方術・儀式には否定的であった。劉向の主張する対処法というのは、ひたすらに行動を改め、善政を行うことのみである。劉向にとつて、災異は譴責であり、禍を禳つても政治を改めなければ意味はないのである。むしろ、災異には、政治を改めるチャンスという意味すらあつたのかもしれない。劉向は、『新序』雑事・『説苑』君道に、それぞれ以下の話を収録している。

齊有彗星、齊侯使祝禳之。晏子曰、無益也、祇取誣焉。天道不諂、不貳其命、若之何禳之也。且天之有彗、以除穢也、君無穢德、又何禳焉。若德之穢、禳之何益……(中略)……若德之回亂、民將流亡、祝史之爲、無能補也。公説、乃止。

齊に彗星が現れた。齊侯は祝官にそれを禳わせようとしたが、晏子が言った。「無益です。偽りを行うに過ぎません。天道は明らかであり、その命に誤りはありません。それをどうやって禳うことができません。また、天が彗を現したというのは、それによって穢れを除こうとしているのであります。もし君の徳に穢れが無ければ、いったい何を禳うというのでしょうか。もし徳に穢れがあれば、それを禳ったとしてもどうなりましょう……(中略)……もし徳が惑い乱れば、民は流亡することになります。祝史の行いでは、それをどうすることもできません」公はそれを聞いて喜び、祭祀を中止した。(11)

楚莊王見天不見妖而地不出孽、則禱於山川曰、天其忘予歟。此能求過於天、必不逆諫矣。安不忘危、故能終而成霸功焉。楚の莊王は、天が妖を示さず、地が孽を出さないために、山川に祈禱して「天は私のことを忘れてしまったのか」と述べた。これは、過失について天からの譴責を求めることができるということであり、諫言を必ず受け入れるという態度である。このように、安泰であつても危険を忘れずにいたからこそ(12)、最終的に覇業を達成したのである。

また、『洪範五行伝』には、災異を解消する祭祀について述べた箇所があるのだが(13)、現存の資料を見る限り、劉向『洪範五行伝論』がそれを参照した痕跡は見られない。『洪範五行伝』の分類法を用いて災異を解釈した一方で、『洪範五行伝』の述べる、祭祀を以つて災異を解消する説は採らなかつたのであろう。

このような、徹底して人事として災異を考える思想によつて編まれた『洪範五行伝論』は、過去の事件について洪範五行伝による分類を用いながら論じている。更に実践的には、現在・未来の為政者への警告集・教訓集であり、政治改善の処方集というべき性格を有していたのである。

『洪範五行伝』の運用

劉向は『洪範五行伝』の配当を用いて、『春秋』『左伝』等に記録された災異記事を解釈し、『洪範五行伝論』を著した。ここでは、それがどのような手法であつたかを、『漢書』五行志に引かれた劉向説を引きながら、具体的に紹介する(14)。

次の記事では、『春秋』宣公三年正月に記載されている、郊祭のいけにえに用いる牛の口が傷ついたことについて、これを「牛禍」に分類することに

よつて解釈を行っている。

宣公三年、郊牛之口傷、改卜牛、牛死。劉向以爲、近牛禍也。是時宣公與公子遂謀共殺子赤而立、又以喪娶、區霽昏亂……宣公三年、郊祭のための牛の口が傷ついた。そこで改めて占つて別の牛を用意したところ、牛は死んだ。劉向は以下のように言う。これは牛禍と考えられる。当時、宣公は公子遂と共に企み、子赤を殺して即位した。更に、喪中に婦人を娶つた。このように、暗愚で混迷していたためである……。

「區霽昏亂」というのは、「思心之不容」の咎である「霽」に当たる(15)。「洪範五行伝」に於いて「牛禍」を引き起こすのは「思心之不容」であり、「思心之不容」の中で述べられる「霽(愚昧で判断力に欠くこと)」という状態を当時の状況に当てはめた結果、「牛禍」の原因を宣公の暗愚さと特定したのである。

次の記事では、「蝻」を「介虫之孽」、すなわち「言之不從」に属する孽と解釈した上で(16)、更に五事の言が五行の金に当たることから、金の不調である「不從革」を引き起こす原因として『洪範五行伝』に挙げられている「飾城郭」と結びつけて解釈を行っている(17)。

桓公五年秋、蝻。劉歆以爲、貪虐取民則蝻、介虫之孽也。與魚同占。劉向以爲、介虫之孽、屬言不從。是歲、公獲二國之聘、取鼎易邑、興役起城。

桓公五年秋、蝻の害があつた。劉歆は以下のように言う。貪欲・残虐で民から取り立て過ぎたので蝻の害が生じた。これは介虫の孽であり、魚

孽と同じように（「聴之不聡」に応じた災異として）解釈される。劉向は以下のように言う。介虫の孽は、「言之不従」に属す。この年、公は宋・鄭二国から聘物を受け、鼎を取って邑を交換し、民衆を徴用して城市を築いた。

次の例は、「青祥」にも当てはまり、また「牛禍」にも当てはまるとして、二重に解釈を行っている。

成公七年正月、饾鼠食郊牛角。改卜牛、又食其角。劉向以爲、近青祥、亦牛旣也。不敬而備糶之所致也……（中略）……象季氏乃陪臣盜竊之人、將執國命以傷君威而害周公之祀也……（中略）……成公怠慢昏亂、遂君臣更執于晉……
成公七年正月、ハツカネズミが郊祭のための牛の角をかじった。改めて占い、別の牛を用意したところ、ネズミがまたその角をかじった。劉向は以下のように言う。これは青祥と考えられ、また牛禍でもある。不敬であり、かつ愚昧であるために生じた災異である……（中略）……これは季氏が陪臣でありながら権勢を盗み、国主の命令を我が物として発して君主の威勢を傷つけ、周公の祭祀を危うくさせたことの顕れである……（中略）……成公は怠慢・暗愚であり、君臣が度々晋に捕えられるという事になってしまった……

ここで、この災異は「不敬而備糶」によって生じたことと述べている（具体的に君主の威勢を季氏が傷つけ、君主自身が暗愚であったこと）。「不敬」は五事の貌の変調「不恭」に当たり、「青祥」の原因である（18）。また「備糶」は「思心之不容」の咎である「糶」に当たり、「牛禍」の原因である（19）。

また、『春秋』にその例を見つけれない場合もある。

庶徴之恆寒。劉向以爲、春秋無其應。周之末世舒緩微弱、政在臣下、奧煖而已。故籍秦以爲驗……（中略）……始皇既冠、毒懼誅作亂、始皇誅之、斬首數百級、大臣二十人、皆車裂以徇、夷滅其宗、遷四千餘家於房陵。是歲四月、寒、民有凍死者……

庶徴の恒寒。劉向は次のように言う。『春秋』には恒寒の応が見当たらない。周朝の末期は代々だらけて権勢は微弱で、政柄は臣下に握られていたので、暑さばかりが続いたのである（20）。そこで、秦代のことを例証とする……（中略）……始皇帝が即位すると、嫪毐は誅罰を恐れて叛乱を起し、始皇帝はこれを誅殺し、斬首は数百級に上り、大臣二十人を道連れに車裂きにして、更に宗族を皆殺しにし、四千余家を房陵に移した。この年の四月、冷夏となり、人々の間で凍死者が出た……

『洪範五行伝論』執筆の際に、劉向は『春秋』の編年に従うのではなく、「比類相従、各有條目（分類してそれぞれに条目を立て）」という方法を使った、つまり『洪範五行伝』の挙げる災異項目に従って記事を分類したために、このように『春秋』に例が見出せない項目をも立てることにもなったのであろう。

そして、『春秋』の災異記事のみならず、戦国・秦、そして漢代の災異をも『洪範五行伝』によって解釈する。

昭帝時、昌邑王賀遣中大夫之長安、多治仄注冠、以賜大臣、又以冠奴。劉向以爲、近服妖也。時王賀狂悖、聞天子不豫、

弋獵馳騁如故、與騶奴宰人游居娛戲、驕慢不敬。冠者尊服、奴者賤人。賀無故好作非常之冠、暴尊象也。以冠奴者、當自至尊墜至賤也。

昭帝の時、昌邑王劉賀は中大夫を長安に派遣し、仄注冠を多く作り、大臣に与え、更には奴婢にまでかぶらせた。劉向は以下のように言う。これは服妖と考えられる。当時、昌邑王劉賀は常軌を逸し、天子が快く思っていないことを知りながら、相変わらず狩獵に駆けずりまわり、馬飼の奴婢や料理人といった輩とほうぼうへ行って遊びまわり、驕り高ぶって敬意が無かった。冠は衣服の中でも尊い物であり、奴婢は人間の中でも賤しい者である。劉賀が理由もなく通常と異なる冠を作ったのは、突然尊位に昇ることの前触れである。奴婢に冠をかぶせたのは、自分から至尊から至賤へと転落するであろうことである。

「服妖」は「貌之不恭」に属する災異であり(21)、五事の貌は五行の木に当たる。そして、「不敬」は「貌之不恭」に当たり、また、盛んに「弋獵馳騁」することは木の変調を引き起こすとされる(22)。

以上のように、劉向『洪範五行伝論』は、災異を『洪範五行伝』に従って五行・五事・皇極の十一項目に振り分け、それらの不調を引き起こす原因として挙げられている事柄と関連付けることによって、当時の何が悪く、改めべきであったかを具体的に説明している。

後に、班固は、陰陽の理屈によって災異を解釈する手法を「假經設誼、依託象類、或不免乎、億則屢中(經典を用いて解釈を行い、象徴や同類といったことに依拠して論を組み立てたが、大概是『色々してみたらいくつか当たった』というようなものである)」と批判した(23)。しかし、その一方で、劉向『洪範五行伝論』を藍本とし、『洪範五行伝』の分類に拠って『春秋』

等の災異記事を解釈する五行志を『漢書』の中に創設した。それどころか、五行志の冒頭では、

周道敝、孔子述春秋、則乾坤之陰陽、效洪範之咎徵、天人之道粲然著矣。

周の政治が衰えると、孔子は『春秋』をまとめた。その際には、易の乾坤に示された陰陽の理に法り、洪範に示された咎徴の戒めに従った。こうして、天人の関係がはっきりと明らかになった。

とまで述べ、孔子が易や洪範九疇に基づく災異解釈を行っていたという考えを示している。逆に言えば、後人は、易や洪範九疇(及びそれを詳細に解釈した『洪範五行伝』)に則って読むことによって、初めて『春秋』に示された「天人之道」を理解できるということになる。つまり、劉向の手法を非常に高く評価しているのである。

易説の多用

劉向『洪範五行伝論』には、いくつか『周易』の字句や易説を用いた災異解釈が見られる。以下、五行志の引く劉向説である。

書序又曰、高宗祭成湯、有蜚雉登鼎耳而雉。祖己曰、惟先假王、正厥事。劉向以爲、雉雉鳴者、雄也、以赤色爲主。於易、離爲雉、雉、南方、近赤祥也。

書序にまた、「高宗が成湯を祀った時に、雉が飛んで来て鼎に止まって鳴いた。祖己は、『至道の先王たちは、(このようなものを見れば)行いを正したものです』と述べた」とある(24)。劉向は次のように言う。雉

で鳴くのは雄であり、色は主に赤である。また、易では、離は雉とされるので、雉は南方であり、従って赤祥と考えられる。

ここで「於易、離為雉」というのは、『周易』説卦伝の「離為雉」の句であり、またやはり説卦伝「離也者、明也。萬物皆相見、南方之卦也」により、これが南方に当たることが分かる。南方は五行では火であり、五色では赤に当たる。従って雉の災異を「赤祥」としたのである。

次の二例では、十二消息卦(25)に拠って気候を説明し、災異を解釈している。

僖公三十三年十二月、隕霜不殺草。劉歆以為、草妖也。劉向以為、今十月、周十二月。於易、五為天位、君位。九月陰氣至五、通於天位、其卦為剝、剝落萬物、始大殺矣、明陰從陽命、臣受君令而後殺也。今十月隕霜而不能殺草、此君誅不行、舒緩之應也。是時公子遂顛權、三桓始世官。天戒若曰、自此之後、將皆為亂矣。文公不寤、其後遂殺子赤、三家逐昭公。僖公三十三年十二月、霜が降りても草が枯れなかった。劉歆は、これを草妖と言う。劉向は次のように言う。今の十月は、周の十二月である。易では、第五爻は天の位であり、君の位である。九月には陰氣が第五爻に至り、天の位に達する。この卦は剝☶☶である。そのため、この月には万物を剝落させ、本格的に枯らし始める。これは陰が陽の命に従い、臣が君の令を受けて、そして誅殺することを示している。しかし、ここでは十月に霜が降りても草を枯らせなかった。つまり、君の誅罰が実行されず、弛緩していることへの応徴である。当時、公子遂が専横し、三桓が官位を世襲するようになり始めていた。天が「これ以後、きつと皆

が乱を起こすだろう」というように戒しめたのである。文公はそのことを察知せず、後に遂が子赤を殺し、また三桓が昭公を追放してしまった。

定公元年十月、隕霜殺菽。劉向以為、周十月、今八月也。消息卦為觀。陰氣未至君位而殺、誅罰不由君出、在臣下之象也。是時季氏逐昭公、公死于外、定公得立、故天見災以視公也……

定公元年十月、霜が降りて豆を枯らした。劉向は以下のように言う。周の十月は今の八月に当たるとする。消息卦では八月を觀☶☶とする。陰氣が君位(第五爻)まで至っていないのに豆を枯らしたというのは、誅罰が君主からではなく、臣下から出ていることの象徴である。この時、季氏が昭公を追い出し、公は外国で死に、定公が即位したので、天が災を表して定公に示したのだ……

また、次の例も易説を用いて解釈を行っている(26)。

隱公九年三月癸酉、大雨、震電。庚辰、大雨雪……(中略)……劉向以為、周三月、今正月也、當雨水、雪雜雨。雷電未可以發也、既已發也、則雪不當復降。皆失節、故謂之異。於易、雷以二月出、其卦曰豫、言萬物隨雷出地、皆逸豫也。以八月入、其卦曰歸妹、言雷復歸。

隱公九年三月癸酉、大雨が降り、雷電が生じた。庚辰には大雪が降った……(中略)……劉向は以下のように言う。周の三月は、今の正月に当たる。雨が降るべきであるのに雪が混じり、雷電が発するべきではないのに発した。雷電が発したら雪はもう降るべきではない。いずれも時節を

失したものであり、故に異と謂う。易では、雷は二月に出るものとされ、その卦は豫[䷏]である。万物が雷に伴って地を出、全てが安らぐということである。八月に地に入り、その卦は帰妹[䷵]である。雷がまた帰るといふことである。

以上のように、劉向は、『春秋』の災異記事を『洪範五行伝』のみならず、易説をも用いて解釈した。また、最初の例では、書序の災異記事を解釈するために、説卦伝によつて災異記事を五行の火へ配当し、更にそれによつて『洪範五行伝』の「赤祥」に割り当てている。董仲舒が専ら陰陽によつて『春秋』の災異記事を解釈し(27)、『春秋』以外の経典を用いなかつたのは異なり、一つの経典を解釈するために、多くの経典を複合的に関連付けて用いたのがある。これが、劉向の五行説運用の特徴と謂えるだろう。

漢志に見える「説曰」について

『漢書』五行志には、各五行・五事・皇極の冒頭に「傳曰」が引かれ、その後「説曰」が続く。いずれについても特に説明が無いが、「傳曰」については、これが『洪範五行伝』の文であることは明らかである(28)。一方、「説曰」が何者の説であるかは、議論がある。筆者はこれを、劉向が『洪範五行伝』を解釈・運用する上で依拠した説であると考え、そればかりでなく、「説曰」の中には劉向の説も組み込まれているのではないかと考える。ともあれ、この「説曰」は、劉向の災異説・『洪範五行伝』解釈とよく噛み合い、学術の性質としてもよく似ている。

○「説曰」が『洪範五行伝』の内容に準拠していること

まず、「説曰」の特徴として、「傳曰」即ち『洪範五行伝』の内容に準拠し、

その文言について詳細な説明を加えた文面となっていることが挙げられる。例として、「木不曲直」の箇所を挙げる。

傳曰、田獵不宿、飲食不享、出入不節、奪民農時、及有姦謀、則木不曲直。

伝に云う。狩獵して休まなかつたり、飲食に節度を失つたり、出入りに節度が無かつたり、(農繁期に人々を使役して)農事を妨げたり、悪事を企んだりすることがあれば、木は曲げたり伸ばしたりできなくなる。

説曰、木、東方也。於易、地上之木爲觀。其於王事、威儀容貌亦可觀者也。故行歩有佩玉之度、登車有和鸞之節、田狩有三驅之制、飲食有享獻之禮、出入有名、使民以時、務在勸農桑、謀在安百姓。如此則木得其性矣。若乃田獵馳騁、不反宮室、飲食沈湎、不顧法度、妄興繇役、以奪民時、作爲姦詐、以傷民財、則木失其性矣。蓋工匠之爲輪矢者多傷敗、及木爲變怪、是爲木不曲直。

説に云う。木は東方である。易では、地(坤)の上の木(巽)を觀[䷓](坤下巽上)とする。王事に於いては、威儀容貌が、觀えるものに当てはまる。そのために、歩行の際には佩玉によつて、車に乗る際は和・鸞の鈴によつて速度を調節し、狩をする時には三驅の制度があり、飲食には享める際の礼があり、宮室への出入では名分を必要とし、民を使役するのには適切な時を選び、農業・養蚕の奨励に努め、万民を安んずるよに思案する。このようにすれば、木は性質を全うする。もし、狩獵に駆け回つて宮室に戻らず、飲食に耽つて規則を守らず、労役をむやみに起こして人々の時を奪い、邪悪な謀略で民の財を傷つけば、木はその

性質を失う。車輪や矢を作る職人の仕事失敗だらけになったり、木が異変を起こしたりするというのは、木が曲げたり伸ばしたりできなくなることに当てはまる。

「説曰」の「田狩有三驅之制／田獵馳騁不反宮室」、「飲食有享獻之禮／飲食沈湎」、「出入有名／不顧法度」、「使民以時務在勸農桑／妄興繇役以奪民時」、「謀在安百姓／作爲姦詐以傷民財」「如此則木得其性矣／則木失其性矣」は、それぞれ『洪範五行伝』の「田獵不宿」「飲食不享」「出入不節」「奪民農時」「有姦謀」「則木不曲直」に対応し、それぞれの良いあり方と悪いあり方について説明している。

また、「火不炎上」についても同様のことが言える。

傳曰、棄法律、逐功臣、殺太子、以妾爲妻、則火不炎上。

伝に云う。法律をないがしろにしたり、功臣を追い出したり、太子を殺したり、妾を妻にしたりすると、火が燃え上がらなくなる。

説曰、火、南方、揚光輝爲明者也。其於王者、南面郷明而治。

書云、知人則愆、能官人。故堯舜舉羣賢而命之朝、遠四佞而放諸貪。孔子曰、浸潤之譖・膚受之訴不行焉、可謂明矣。賢佞分別、官人有序、帥由舊章、敬重功勳、殊別適庶、如此則火得其性矣。若乃信道不篤、或耀虛僞、讒夫昌、邪勝正、則火失其性矣。自上而降、及濫炎妄起、災宗廟、燒宮館、雖興師衆、弗能救也、是爲火不炎上。

説に云う。火は南方で、光を発して輝くものである。王者に於いては、「南面し、明るい方向に向いて政治を行う」のである(29)。また、『書

経』に「人を知る者は愆といふべきであり、人をうまく登用できる」と言う(30)。故に堯・舜は賢人たちを登用して朝廷に出仕させ、四佞(共工・驩兜・三苗・鯀)を遠ざけて貪欲なものたちを放逐した。孔子は「沁みこむような誹謗や肌を刺すような訴えが行われないのであれば、明と謂うことができる」と言った(31)。賢人・佞人がきちんと区別され、人の登用に秩序があり、古い決まりに従い、功労者を敬い、適子・庶子の区別をはっきりさせれば、火は正しき性質を全うする。もし、道をあまり信じず、虚偽が栄え、讒言を行う者が用いられ、邪が正に勝てば、火はその性質を失う。火が上から下に降り、火炎がみだりに生じ、宗廟を焼き、宮館を燃やし、大勢を動員しても食い止められないというのは、火が炎上しないことに当てはまる。

「棄法律」について「帥由舊章」「信道不篤」、「逐功臣」について「賢佞分別、官人有序」「敬重功勳」「或耀虚僞、讒夫昌、邪勝正」、「殺太子」について「殊別適庶」、「則火不炎上」について「如此則火得其性矣」「則火失其性矣」が、それぞれ対応している。

また、こうした五行についての「説曰」の内容は、全て、「①概説 ②あるべき様子 ③あるべきでない様子 ④災異の具体例」の順に並んでいる。いずれの項目でも、①では「木、東方也」「火、南方」として方位への配当から説き始め、②では「其於……如此則○得其性矣／○得其性矣」「○」には五行のいずれかが入る、③では「若乃……則○失其性矣」という形にし、④は「是爲木不曲直」「是爲火不炎上」といった末尾で締めくくる。このように、『易』や『尚書』や『論語』の言葉と結び付けて『洪範五行伝』の内容を説明しつつ、形式が非常に整っているのが「説曰」の特徴である。

五事や皇極についての「説曰」にも、同様のことが当てはまる。すなわち、

以下のように「①概説 ②咎 ③罰 ④極 ⑤妖 ⑥孽 ⑦禍 ⑧痾 ⑨
眚・祥 ⑩診 ⑪福」に区分できる。

傳曰、貌之不恭、是謂不肅。厥咎狂、厥罰恆雨、厥極惡。時
則有服妖、時則有龜孽、時則有雞臙、時則有下體生上之痾、
時則有青眚青祥。唯金診木。

伝に云う。容貌が恭しくないこと、これを不肅（厳肅ではない）という。
これにより起こる咎徴は狂で、罰は時宜を得ない長雨、六極は悪に当た
る。時に衣服の妖が起こり、時に龜の孽が起こり、時に鶏の禍が起こり、
時に下半身のものの上半身に生えるという痾が起こり、時に青色の眚・
祥が現れる。これらは金が木を損ねたのである。

（説曰、）①貌之不恭、是謂不肅。肅、敬也。内曰恭、外曰
敬。②人君行己、體貌不恭、怠慢驕蹇、則不能敬萬事、失在
狂易、故其咎狂也。③上媢下暴、則陰氣勝、故其罰常雨也。
④水傷百穀、衣食不足、則姦軌並作、故其極惡也。一曰、民
多被刑、或形貌醜惡、亦是也。⑤風俗狂慢、變節易度、則爲
剽輕奇怪之服、故有服妖。⑥水類動、故有龜孽。⑦於易、巽
爲雞、雞有冠距文武之貌、不爲威儀、貌氣毀、故有雞臙。一
曰、水歲雞多死及爲怪、亦是也。⑧上失威儀、則下有彊臣害
君上者、故有下體生於上之痾。⑨木色青、故有青眚青祥。⑩
凡貌傷者、病木氣、木氣病、則金診之、衝氣相通也。③於易、
震在東方、爲春爲木也。兌在西方、爲秋爲金也。離在南方、
爲夏爲火也。坎在北方、爲冬爲水也。春與秋、日夜分、寒暑
平、是以金木之氣易以相變、故貌傷則致秋陰常雨、言傷則致

春陽常旱也。至於冬夏、日夜相反、寒暑殊絕、水火之氣不得
相併、故視傷常奧、聽傷常寒者、其氣然也。⑪逆之、其極曰
惡、順之、其福曰攸好德。

「容貌が恭しくないこと、これを不肅という」と言う。「肅」とは敬の
ことである。内心について「恭」と謂い、外面について「敬」と謂う。
人君が行動する際に、容貌が恭しくなく、怠慢で驕り高ぶり、万事を敬
虔にこなすことができず、狂気じみて異常な状態となる。故にその咎は
狂なのである。上が怠慢で下が粗暴であれば、陰気が勝つ。故にその罰
は常雨なのである。降雨・洪水が穀物を害して衣食が足りなくなれば、
悪事が起こる。故にその極は悪なのである。一説に、民に刑罰を受ける
ものが多くなり、容貌が醜悪になるためという。これもまた妥当である。
風俗が狂慢になり、節度を踏み外し、軽率奇怪な服装となり、故に服妖
が生じるのである。水に棲む者が動くので、故に龜孽が生じるのである。
易では、巽は鶏に当たり、鶏がとさかと爪を持つのは文武を兼ね備えた
容貌であるが、威儀が失われるとその容貌も失われ、故に鶏禍が生じる
のである。一説には、洪水があつた年には鶏が数多く死に、それが怪を
なすことと云う。これもまた妥当である。上が威儀を失えば、下の強臣
が君主を損なうということも起こるのであり、故に下半身のものの上半
身に生じるという痾が生じるのである。木の色は青く、故に青眚・青祥
が生じるのである。およそ貌が損なわれれば、木の気が傷つき、そこで
木の気が傷つけば、金がそれを損なう。これは、衝突する気（木↓金、
火↑↓水）が相通するためである。易では、震は東方にあり、春・木で
ある。兌は西方にあり、秋・金である。離は南方にあり、夏・火である。
坎は北方にあり、冬・水である。春と秋とは、ともに昼夜が等しく、
寒暑も平均で、そのために金気・木気は互いに變化し、貌が損なわれて

秋陰の常雨を呼び起こし、言が損なわれて春陽の常旱を呼び起こすということになるのである。冬と夏とは、昼夜の時間は反対で、寒暑も全く異なることから、水気・火気は兼ね合うことができず、故に視が損なわれた時は常奥で、聴が損なわれた時は常寒となり、その気自体に対応したものが起こるのである。貌の正しくないあり方によつて生じる極（六極）は悪であるのだが、それとは反対に、あり方を正しくした場合に生じる福（五福）は攸好徳（善行を好むこと）である（32）。

傳曰、視之不明、是謂不愆。厥咎舒、厥罰恆奧、厥極疾。時則有草妖、時則有羸蟲之孽、時則有羊臤、時則有目痾、時則有赤眚赤祥。惟水沝火。

目が明るくないことを、これを不哲（判断力が無い）という。これにより起こる咎徴は舒であり、罰は暖冬であり、六極では疾（疾病）である。時に草木の妖が起こり、時に羸虫の孽が起こり、時に羊の禍が起こり、時に赤色の眚・祥が現れる。これらは、水が火を損ねたのである。

（説曰）①視之不明、是謂不愆。愆、知也。②詩云、爾德不明、以亡陪亡卿。不明爾德、以亡背亡仄。言上不明、暗昧蔽惑、則不能知善惡、親近習、長同類、亡功者受賞、有罪者不殺、百官廢亂、失在舒緩、故其咎舒也。③盛夏日長、暑以養物、政氾緩、故其罰常奧也。④奧則冬温、春夏不和、傷病民人、故極疾也。⑤誅不行則霜不殺草、繇臣下則殺不以時、故有草妖。凡妖、貌則以服、言則以詩、聽則以聲。視則以色者、五色物之大分也、在於眚祥、故聖人以爲草妖、失秉之明

者也。⑥温奧生蟲、故有羸蟲之孽、謂螟螣之類、當死不死、未當生而生、或多於故而爲災也。劉歆以爲、屬思心不容。⑦於易、剛而包柔爲離、離爲火爲目。羊上角下蹠、剛而包柔、羊大目而不精明、視氣毀故有羊臤。一曰、暑歲羊多疫死、及爲怪、亦是也。⑧及人、則多病目者、故有目痾。⑨火色赤、故有赤眚赤祥。⑩凡視傷者病火氣、火氣傷則水沝之。⑪其極疾者、順之、其福曰壽。

「目が明るくないことを、これを不哲という」という。「哲」とは知のことである。詩に「お前の徳が明らかでないために、陪臣も卿士もおらず、お前の徳を明らかにしないために、背後の良臣も傍らの賢人もいない」と言う（33）。これは、主上が明哲ではなく、愚昧で惑っているために、善悪の判別がつかず、側近に親しんで、同類を取り立て、功績の無い者が賞を受け、罪の有る者が誅殺されず、官職が乱れに乱れる、ということである。この失敗の原因は怠慢さに在るので、故に、その咎は舒なのである。夏の盛りでは日も長く、その暑さで万物を成長させるのだが、そこで政治に緩みが生じる。故に、その罰は常奥なのである。暑さが続けば冬も暖かく、春・夏は休まらず、人々を傷つけ、病気にさせる。故にその極は疾なのである。誅罰が行われなければ霜が草を枯らさない、これは臣下に誅罰の権が渡れば誅殺が時宜を得ないということであり、故に草妖が生じるのである。「妖」というものは、五事のうちの貌であれば服に、言であれば詩に、聴であれば声に現れるのだが、しかしここで視に関して色に現れないのは、五色によつて物事が大別され、それぞれの色に関する眚・祥が既に設定されているので、そこで聖人は草妖を視にまつわる妖とし、権柄が失われたことの現われと見なしたのである。温暖であれば虫を生じ、故に羸虫の孽が生ずる。これは、螟・螣（稲の

害虫)の類が死ぬべき時に死ななかつたり、生まれるべきでない時に生まれたり、従来よりも多く生じることによつて災害をなす、ということを目指す。劉歆は、羸虫の孽は「視之不明」ではなく「思心不容」に属すると言う。易では、二つの剛爻が柔爻を包むのが離☲である。そして、離は火であり、目である。羊は上に角があり、下に蹄があり、(真ん中に柔らかい体があるので)剛が柔を包んでいる。また、目が大きいのに視力は優れない。この故に、視気が損なわれた時に、羊禍が生じるのだ。一説には、猛暑の年には疫病で死ぬ羊が多く、それが怪をなすこと、という。これもまた通ずる。人間にこれが及べば、目を患うものが増え、故に目病が生じるのである。火の色は赤であるので、故に赤眚・赤祥が生ずる。およそ視の気が傷つけば火の気を病み、それで火の気が傷つけば水がそれを損なうのである。正しくないあり方によつて生じる極は疾であるのだが、あり方を正しくした場合は、それに当てはまる福は寿(長寿)である。

傳曰、皇之不極、是謂不建。厥咎眊、厥罰恆陰、厥極弱。時則有射妖、時則有龍蛇之孽、時則有馬禍、時則有下人伐上之痾、時則有日月亂行、星辰逆行。

伝に云う。主が中正でないこと、これを「不建」(立たない)という。これによつて起こる咎徴は眊で、その罰は曇天続き、六極では弱がこれに当たる。時に射にまつわる妖が起こり、時に龍・蛇の孽が起こり、時に馬の禍が起こり、時に下の者が上を伐つという痾が起こり、時に日月の運行が乱れ、星辰が逆行する。

(説曰) ①皇之不極、是謂不建。皇、君也。極、中。建、立也。②人君貌言視聽思心五事皆失、不得其中、則不能立萬事、失在眊悖、故其咎眊也。③王者自下承天理物。雲起於山、而彌於天。天氣亂、故其罰常陰也。一曰、上失中、則下彊盛而蔽君明也。④易曰、亢龍有悔、貴而亡位、高而亡民、賢人在下位而亡輔。如此、則君有南面之尊、而亡一人之助、故其極弱也。⑤盛陽動進輕疾。禮、春而大射、以順陽氣。上微弱則下奮動、故有射妖。⑥易曰、雲從龍。又曰、龍蛇之蟄、以存身也。陰氣動、故有龍蛇之孽。⑦於易、乾爲君爲馬、馬任用而彊力。君氣毀、故有馬禍。一曰、馬多死及爲怪、亦是也。⑧君亂且弱、人之所叛、天之所去、不有明王之誅、則有篡弒之禍、故有下人伐上之痾。⑩凡君道傷者病天氣。不言五行診天、而曰日月亂行、星辰逆行者、爲若下不敢診天。猶春秋曰王師敗績于貿戎、不言敗之者、以自敗爲文、尊尊之意也。「君主が中正でないこと、これを「不建」と言う。「皇」とは君主のことであり、「極」とは中正のことで、「建」とは立の意である。君主の貌・言・視・聽・思心といった五事が全てあるべき状態を失い、中正を得なくなれば、万事を成り立たせられなくなる。その失政の原因は暗昧さに在り、故にその咎は眊なのである。王者は下から天の命を承けて万物を治めるものである。雲は山から生じ、天を覆う。従つて、天の気が乱れば、その罰は常陰となるのだ。一説には、上の者が中正なあり方を失うと、下の者が強く盛んになって、君主の輝きを覆つてしまふ、という。『易』に、「昇り過ぎた龍は後悔する。貴くても居るべき位が無く、高くても人々から離れてしまふ。賢人が下位に居ても、君主を輔弼することができない」と言う(34)。このようであると、君主は、南

面して治政を行う尊さを有していても、誰からも助けを得られない。故に、その極は弱なのである。盛んな陽は素早く動き回る。礼では、春に大射の礼を行い、それによって陽気を制御する。しかし、上の者の力が微弱であれば、下の者たちが妄動し、そこで射妖が生じるのである。『易』では「雲は龍に従う」(35)、「龍・蛇がこもるのは、自らの身を守るためである」という(36)。そして、陰気が動き出すと、龍蛇の孽が生じる。易では、乾は君であり馬である(37)。馬は使役され、力が強い。そして、君の気が損なわれると、そこで馬禍が生じる。一説には、馬が多く死んで、それが怪をなす、という。これもまた通じる。君主が混乱している微弱であれば、人々には反逆され、天には取り去られる。聡明なる王者としての誅罰が行われなければ、篡奪・弑殺が起こり、故に下人が上を伐つ病が生じる。君道が傷つけば、天の気を病ませるものであるが、ここで「五行 天を沴(やぶ)る」と言わずに「日月行を乱し、星辰逆行す」と言っているのは、下の者が天を損なうということにしないためである。これは、『春秋』が「王師 賀戎に敗績す」と言つて(38)、「(○)が(王)を敗る」とは言わず、王者が自ら敗北したという文にしているのと同様、尊いものを尊んでいるのである。

まず、「於易」「順之」といった言葉がそれぞれ孽(⑦)、福(⑩)に見えるように、やはり形式についてある程度統一が図られていることが分かる。また、『易』や『詩』など、様々な經典からの引文が説明に用いられていることも、五行についての「説曰」と同様である。

①～⑩は全て『洪範五行伝』の内容に則り、そのような配当になる理由について述べている。福(⑩)は『洪範五行伝』に無い内容だが、これは『尚書』洪範の「五福六極」に基づいている。『洪範五行伝』が五事・皇極それ

ぞれに極(④)を割り当てていることから、そのうちの五つについて、極の割り当てに依拠して五福を配分しているのである(39)。従つて、やはり『洪範五行伝』に依拠していると謂えよう。また、皇極では皆祥(⑨)が無いが、これはそもそも『洪範五行伝』に該当するものが無いので「説曰」も説明を加えていない、ということに過ぎない。

そして、孽については、『洪範五行伝』・劉向説と、劉歆説とは配当が異なる(次章で後述)。このように議論が起こり得る箇所であるが、「視之不明」に関する「説曰」では劉歆説ではなく、『洪範五行伝』による配当に従っている。また、その他の箇所でも劉歆説に従わず、『洪範五行伝』による配当にほぼ準拠している(例外が一つあるが、これについては後述する)。

なお、「貌之不恭」のみ、⑨と⑩との間に、罰(③)の配当に関しての説が挟まれている。何故ここにこのようなものがあるのかは不明だが、配当はやはり『洪範五行伝』に準拠しており、かつ易を用いて『洪範五行伝』の諸罰配当のうちの四者を説明する内容となっている。

○他経を引き、特に説卦伝を多用すること

「説曰」の中には、『洪範五行伝』の内容について『尚書』以外の諸経を用いて説明する記述が多く見られる。例えば、火不炎上についての「孔子曰、浸潤之譖、膚受之訴不行焉、可謂明矣」は『論語』顔淵の引用であり、視之不明についての「詩云、爾德不明、以亡陪亡卿。不明爾德、以亡背亡仄」は『詩経』大雅 蕩之什 蕩の句、皇之不極の「猶春秋曰、王師敗績于賀戎、不言敗之者、以自敗爲文、尊尊之意也」というのは『春秋』成公元年の記事についての『公羊伝』や『穀梁伝』に基づく説を述べている(40)。

そして、特に多く見られるのが、『周易』説卦伝に基づく説である。まず、木不曲直の「於易、地上之木爲觀」や火不炎上の「其於王者、南面鄉明而治」

が挙げられ(41)、そして五事・皇極の禍(7)では、「巽爲雞」(貌之不恭)、「離爲火爲目」(視之不明)、「乾爲君爲馬」(皇之不極)等々、必ず説卦伝の字句が引かれている。

○劉向が「説曰」の内容を参照していること

漢志に引かれた劉向説の中には、いくつか、「説曰」の文言を踏まえた言辞が見られる。

昭帝時有鵝鵠或曰禿鷲、集昌邑王殿下、王使人射殺之。劉向以爲、水鳥色青、青祥也。時王馳騁無度、慢侮大臣、不敬至尊、有服妖之象、故青祥見也。野鳥入處、宮室將空。王不寤、卒以亡。

昭帝の時、鵝鵠、または禿鷲ともいうものが、昌邑王の御殿の下に集まったので、昌邑王はそれを射殺させた。劉向は以下のように考える。水鳥は色が青いので、青祥にあたる。当時、昌邑王は車馬で駆けずり回ること甚だしく、重臣達を侮り、天子を敬わず、既に服妖という現象が起こっていた。そこで青祥が現れたのである。野鳥が入って来るというのは、宮室が空になるうとしているということである。しかし、昌邑王はそれを悟らず、ついに身を滅ぼしてしまった。

ここで起きた災異について、劉向は「青祥」と判断する。これは『洪範五行伝』の分類では「貌之不恭」に属するものである。劉向の記述では、これが起こる前に「服妖之象」があり、そのため、後に「青祥」が現れたという。このように「妖→祥」という順に深刻な段階であると捉える認識は、「説曰」が「妖」を軽いものとし、「青」「祥」を甚だしく重いものと述べるのと

共通する(42)。

また、この災異を引き起こした原因の一つに「時王馳騁無度」を挙げる。これは明らかに、「木不曲直」の原因として「説曰」の挙げる、「田獵馳騁不反宮室」の文を踏まえている。これに関して、『洪範五行伝』では「田獵不宿」と書かれるのみであり、「説曰」の文を見ていなければ、単に「馳騁無度」と言われても何のことか分かりにくい。つまり、劉向のこの言葉は、「説曰」の「田獵馳騁、不反宮室」という字句を念頭に置いているはずである。

班固が述べる『洪範五行伝』の系統は、「夏侯始昌——夏侯勝——許商」の師承、劉向、及び劉歆の三者である(43)。「説曰」としてまとまった内容で冒頭に掲げられているのは、当然これら三者のいずれかの説のはずだ。そして、劉歆の説は『洪範五行伝』と配当が異なり、『洪範五行伝』に準拠した「説曰」とは性格が異なる。従って、夏侯尚書の系統か劉向の系統かということになり、いずれにしても劉向はそれを目にしていたと考えられる。

○夏侯尚書との相違

では、「夏侯始昌——夏侯勝——許商」で受け継がれて来た説である可能性はどうだろうか。この学統で生み出された説を劉向が見て、上の例で挙げたような「妖→祥」の災異発生の段階や「馳騁無度」という言葉を用いたということは、十分有り得る。

この可能性について検討するためには、まず夏侯氏の学説について把握しなければならないのだが、記録が少ないため、その全貌は分からない。特に、夏侯始昌については情報が少なく、『漢書』の本伝には、五経に通じて斉詩と尚書を教授したということ、そして陰陽に詳しく、火災を予言したということが述べられている程度である(44)。

夏侯勝については多少長めの伝がある（『漢書』卷七十五 夏侯勝伝）。その中でも『洪範五行伝』に関連するものとしては、始昌より尚書と『洪範五行伝』を伝授され、災異を説いたということ（45）、及び、『洪範五行伝』に依拠して霍光の謀略を察知したという記事がある。

會昭帝崩、昌邑王嗣立、數出。勝當乘輿前諫曰、天久陰而不雨、臣下有謀上者、陛下出欲何之……（中略）……勝對言、在洪範傳曰、皇之不極、厥罰常陰、時則有下人伐上。惡察察言、故云臣下有謀。

昭帝が崩御し、昌邑王が即位したが、度々外出した。そこで夏侯勝は、輿に前からぶつかって諫めた。「天が長い間暗いのに雨も降っておりません。これは、臣下の中に上に対して何かを企んでいる者がいるのです。陛下は外出してどこへ行かれるおつもりなのですか」……（中略）……夏侯勝は（霍光に）答えて言った。『洪範五行伝』には『皇が極でない』とその罰として常陰が生じ、ある時には下人が上を伐つ」と言います。はつきりと申し上げるのは憚られたので、臣下に企みがある、とのみ申し上げたのです」

ここで「天久陰而不雨」という状況を「皇之不極」の罰である常陰とみなす、というのには、『洪範五行伝』に対する解釈である。しかし、五行志の「皇之不極」に対する「説曰」では、このような言説を全く引いていない。そして、常陰の記事の冒頭で、次のように、「一曰」という形でこの説が見える。

皇極之常陰、劉向以爲春秋亡其應。一曰、久陰不雨、是也。劉歆以爲、自屬常陰。

皇極の常陰については、劉向は『春秋』ではこれに当たるものが無いと考える。一説には、曇り続きであるのに雨が降らない状態のこと、と言う。劉歆は、曇り続きであること自体を常陰と見なす。

もし「説曰」が夏侯勝の説、もしくはそれを継承した弟子の言説であれば、まず「説曰」の中で常陰について「天久陰而不雨」という言葉が有つて然るべきであろう。しかし実際には、その言葉は「一曰」という異説として惹かれており、扱いが軽い。

また、夏侯勝伝には、以下のような記載もある。

勝從父子建字長卿、自師事勝及歐陽高、左右采獲、又從五經諸儒問與尚書相出入者、牽引以次章句、具文飾説。勝非之曰、建所謂章句小儒、破碎大道。

夏侯勝の従兄弟に建という者がおり（46）、字を長卿と言った。建は夏侯勝と欧陽高に師事し、それぞれから様々な説を得た。そして、諸学者達にそれぞれの研究する諸經典と『尚書』の文とが関連する部分について質問し、そこで得られた経説を『尚書』の章句に引き込んで、文辞を増やして飾り立てた。勝はこれについて、「建は『章句の小儒』というもので、経学の大道を損なっている」と非難した。

『尚書』の章句を作る際に、『尚書』以外の經典に関する学説を多く参照・利用した夏侯建のやり方を、夏侯勝は非難している（その後、このために大夏侯は袂を分かち、石渠閣會議にも両派が別個に参加している）。これにより、夏侯勝は、『尚書』の文を解釈する際にはあくまでも『尚書』の学説に則るべきである、という姿勢を持っていたことが分かる。そして、この姿

勢は、『周易』の説卦伝を始めとする他経を多く引くという、前節で述べたような「説曰」の性質とは相容れない。

大夏侯の学統の中で、その『洪範五行伝』についての学説が見られる数少ない例が、孔光による対問である。

會元壽元年正月朔日有蝕之、後十餘日傅太后崩。是月徵光詣公車、問日蝕事。光對曰、臣聞、日者衆陽之宗、人君之表、至尊之象。君德衰微、陰道盛彊、侵蔽陽明、則日蝕應之。書曰、羞用五事、建用皇極。如貌言視聽思失、大中之道不立、則咎徵薦臻、六極屢降。皇之不極、是爲大中不立、其傳曰、時則有日月亂行、謂眇・側匿、甚則薄蝕是也。又曰、六沴之作、歲之朝日三朝、其應至重。乃正月辛丑朔日有蝕之、變見三朝之會。上天聰明、苟無其事、變不虛生……

ちように元壽元年正月朔に日食が起こり、十数日後に傅太后が崩御された。この月に孔光が公車の待遇で召され、日食について訊ねられた。それに対し、孔光は「私めが聞きますに、日というのは衆陽の宗であり、人君の表れであり、至尊の象であると申します。もしも君主の徳が衰え、陰なる道が盛んになって陽明の領分を侵して遮ると、日蝕がその表れとして起こるのです。『書経』に「五事を羞(すす)め用いる」「皇極を建て用いる」とございます。もしも貌・言・視・聴・思の正しき有り様が失われ、大中の道が立たなければ、咎徴(常雨・嚴寒などの災異)が相次ぎ、六極(夭逝・貧などの災禍)が度々起こるようになります。この「皇之不極」、大いなる中正が立たないことについての伝では「時には日月の乱行が起こる」と申しまして、日月の運行速度に狂いが生じ、甚だしい時は光を失ったり蝕が起こったりすることがこれに当たります。

また、六沴の発生について述べており、歲の始めは「三朝」(年の始め・月の始め・日の始め)に当たるとされ、特に重大なことへの応とされます。つまり、正月辛丑朔に日蝕が起こったというのは、異変が三朝の時期に現れたということです。上天は聡明でありまして、もし何事も無ければ、変異を意味無く生じさせたりはしません……」

儒林伝によれば、夏侯尚書の学統には、「夏侯勝→周堪→許商」と「周堪→牟卿」の他に、「夏侯勝→孔霸→孔光」の系統があつたという(孔光は牟卿にも教えを受けているので、同時に「夏侯勝→周堪→牟卿→孔光」でもあつた)(47)。このことから孔光は『洪範五行伝』の学を伝授されていたと考えられ、実際に、右の孔光の上奏文には「時則有日月亂行」「六沴之作」といった『洪範五行伝』の文言が見える。

この上奏文の、貌・言・視・聴・思の正しい有り様が失われることで「皇之不極」となるという説は、漢志の「説曰」と共通する。ただ、「皇極」についての訓詁が若干異なる。漢志の引く「説曰」では「皇、君也。極、中建、立也」としているのに対し、孔光は「皇之不極、是爲大中不立」としている。すなわち、「皇」に対する訓詁が、「大」と「君」とで異なっている。以上のように、夏侯勝の「常陰」についての説が漢志では異説扱いであること、章句作成に於ける他経使用に対する夏侯勝の考え方から、「説曰」が夏侯勝説をそのまま遵守してはいないことが分かる。また、夏侯勝の学統上でなされた解釈と、「説曰」の説とでは、訓詁の違いが見られる。これらのことから直ちに「説曰」が許商『五行伝記』を使用していないとまでは断定できないまでも、夏侯尚書の学統で形成された説そのままである可能性はあまり高くない。

以上考察したように、「説曰」の言辭との合致という点では、劉向の説はほぼ問題ない。また、ある經典の字句を解釈するために他経を利用するという手法も、劉向の学術的性質によく符合する。

また、注目すべきは、前述した通り、「説曰」も劉向の災異解釈も、説卦伝の多用という点で共通することである。

そして、「於易」という言葉遣いも特徴的である。「説曰」と劉向説にはよく見られるこの二字であるが、『漢書』全体では決して多くはなく、この両者を除くと、他には僅かに劉歆説及び『春秋左氏伝』についての経説に見られるのみである。「説曰」と劉向説との関わりは非常に深かったのだろう。

ただし、「説曰」の中には、劉向以外の説、それも劉歆以降と考えられる説が混ざつてもいる。それは、「思心之不睿」の孽に関する記述である。

温而風則生螟螣、有裸蟲之孽。劉向以爲、於易、巽爲風爲木、卦在三月四月、繼陽而治、主木之華實。風氣盛、至秋冬木復華、故有華孽。

温かくて風が吹けば、螟・螣が生じ、故に裸虫の孽が起こるのである。劉向は以下のように言う。易では、巽は風・木であり(48)、この卦は三月・四月に当たり、陽を継いで治まり、木では花・実を司る。風気が盛んになると、秋・冬に至っても木がまた花を咲かせ、このようにして華孽が起こるのである。

この文は、二つの点で、例外中の例外と謂えるものである。まず、「劉向以爲」と明示されて劉向説が引かれているのが第一点(「説曰」の部分で「劉向以爲」という四字は他に見られない)。そして、最初に掲げられている説が、『洪範五行伝』による配当ではなく、劉歆説に基づく配当になっている

のが第二点である。

『洪範五行伝』と劉歆説とは、孽の配当は異なる。「思心之不睿」では、前者が華孽を配当させるのに対し、後者は羸虫之孽(裸虫之孽)を配当させる。そして、これらの相違に対し、五行志で引かれる「説曰」は、基本的には『洪範五行伝』による配当に準拠する内容となつてはいるのだが、ここでの「説曰」は「思心之不睿」によつて「裸虫之孽」が起こるとしている。

この配当は、それまでの「説曰」の体例と食い違ふのみならず、内容にも矛盾を来たしている。「羸蟲之孽」は、「視之不明」に関する「説曰」で既に挙げられており(49)、つまり「視之不明」によつて起こる災異と見なされている。それなのに、同じく「羸蟲之孽」がここでは「思心之不睿」によつて起こる災異とされているのは、配当が重複する。このような内部矛盾を生じさせている点でも、異例である。

一方、ここで異説として引かれている「劉向以爲」以下は、『洪範五行伝』による配当と一致し、「視之不明」に関する「説曰」による配当とも矛盾しない。加えて、「於易、巽爲風爲木」として冒頭で説卦伝を引くのも、「説曰」が鶏禍や牛禍についてそれぞれ「於易、巽爲雞」「於易、坤爲土爲牛」としている手法に一致する。仮に、この孽についての「説曰」が「於易、巽爲風爲木……(中略)……故有華孽。一曰、温而風則生螟螣、有裸蟲之孽」となつていれば、全く違和感がない。

何故このようになっていたのか。「説曰」が劉向以前になされたものであつて、それが「思心之不睿」の孽について「温而風則生螟螣、有裸蟲之孽」と述べているのだろうか。しかし、これは「説曰」全体の体例に合わないのみならず、「思心之不睿」に「羸蟲之孽」を配当する劉歆のテキストが「独異」という班固の叙述にそぐわない(50)。

あるいは、これまで「説曰」として引かれてきた学説が「思心之不睿」の

孽についての説明のみを欠いており、そこで班固が、劉歆説に基づく「温而風則生螟蟥、有裸蟲之孽」を有力説として冒頭に引き、その後ろに異説として劉向説を足したのだろうか。しかしこの場合、他の箇所でも劉向説を異説として引くことが一切無いことについて、考える必要がある。個々の災異解釈で非常に多く作成・引用されている劉向説が、『洪範五行伝』の文についての解釈ではこの一箇所のみ引用されているというのは、かなり不自然であり、異説を数多く紹介する五行志の体裁にもそぐわない。もし、仮にそうであったとしたら、劉向は他の箇所について全て「説曰」の元となった学説に賛同していて、そのために新たに説をなさなかつた（もしくは、説をなしたが、ほとんど従来と同じものであったので、班固が引用するまでも無いと判断した）ということになる。

ともあれ、これまで述べて来たように、「思心之不容」の孽についての「温而風則生螟蟥、有裸蟲之孽」以外の箇所では、劉向が「説曰」と異なる説を作成した形跡は見られず、むしろ「説曰」と形式上でも内容上でも極めてよく一致する考えを持っていることは明らかである。班固が「説曰」として引用した学説（もしくは学説群）は、劉向と非常に近い関係を持っており、劉向の説を含んでいる可能性も高いと謂えるだろう。

劉向は『洪範五行伝』を用いて『春秋』の災異記事を解釈し、時には『周易』説卦伝等の易説をも用い、複数の經典を結び付けた説を立てた。また、『漢書』五行志の引く「説曰」は、劉向が『洪範五行伝』本文を解釈する上で基づいた学説（もしくは劉向自身の学説）と考えられ、そして諸災異の配当を説明する際にやはり説卦伝を多用しているのが特徴である。

このように、劉向による『洪範五行伝』理解ならびに災異解釈に於いて、

易、特に説卦伝は重要な意味を持つ。更には、『洪範五行伝』のみならず、五行の配当・循環原理一般についても、説卦伝に基づいて理解していたように考えられる。このことについて意識しながら、次節では、劉向の五徳終始説と説卦伝について考察する。

※本節は、拙稿『漢書』五行志と劉向『洪範五行伝論』（『中国哲学研究』第二十五号、二〇一一年）を大幅に改稿したものである。